

廃炉発官 R 3 第 6 8 号
令和 3 年 8 月 2 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴い、下記の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計，設備

2.5 汚染水処理設備等

本文

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴う基本仕様の変更

添付資料－1

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴う全体概要図の変更

添付資料－9

・中低濃度タンクの貯蔵容量等の最新データを反映

添付資料－1 2

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴うタンクエリア全体図等の変更，その他記載の追加及び適正化

2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

2.16.1 多核種除去設備

本文

・変更なし

添付資料－2

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴う配管概略図の変更

添付資料－4

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴う記載の追加

2.16.2 増設多核種除去設備

本文

・変更なし

添付資料－4

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴う配管概略図の変更

添付資料－7

・中低濃度タンク（G 4 北エリア，G 5 エリア）の設置に伴う記載の追加

2.36 雨水処理設備等

本文

- ・中低濃度タンク（G 4 北エリア， G 5 エリア）の設置に伴う記載の追加

添付資料－ 1

- ・中低濃度タンク（G 4 北エリア， G 5 エリア）の設置に伴う全体概略図の変更

添付資料－ 2

- ・中低濃度タンク（G 4 北エリア， G 5 エリア）の設置に伴う概略配置図の変更

添付資料－ 6

- ・中低濃度タンク（G 4 北エリア， G 5 エリア）の設置に伴う記載の追加及び雨水移送ラインの設置範囲図の変更

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集

別冊 5 汚染水処理設備等に係る補足説明

I 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について

- ・変更なし

II 2.5 汚染水処理設備等の寸法許容範囲について

- ・中低濃度タンク（G 4 北エリア， G 5 エリア）の設置に伴う記載の追加

以 上